

法人名：

公益財団法人 秋田県木材加工推進機構

設立年月日

平成4年9月17日

1 法人の概要

代表者職氏名	代表理事 秋元 秀樹	基本財産等	450,824千円	県出資等額及び比率	300,000千円	(66.5%)	所管部課名	農林水産部林業木材産業課					
設立目的	木材高度加工研究所の研究成果を木材業界へ円滑に移転するための機関として、秋田県、能代市、秋田県木材産業協同組合連合会等の出捐により平成4年9月17日設立。平成7年4月研究所開所時に、同研究所内に併設。平成25年4月公益財団法人に移行。												
事業概要	①情報収集提供事業 ②技術指導・移転事業 ③啓発研修事業 ④依頼試験等事業												
関連法令、県計画	新秋田元気創造プラン、秋田県林業・木材産業構造改革プログラム												
役員数 (R6.7.1現在)	理事		監事		評議員		計		職員数 (R6.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤			2(1)	4	6(1)
	1	6		2		3	1	11		※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。			

※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。

2 法人の行動計画(令和4～7年度)

県間与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	・安定的経営の継続 ・公益的事業の安定実施
目標	○公益的事業の安定実施に努めるとともに、安定的な経営を継続するため、収益事業（依頼試験）の拡充を図る。 【目標】収益事業等会計の事業収益額（千円） R4年度：7,280、R5年度：7,384、R6年度：7,592、R7年度：7,800				
取組	○以下の公益的事業を着実に実施する。 技術指導・移転事業（企業訪問、技術相談対応、現地指導等） 情報収集提供事業（情報紙発行、ホームページの運用等） 啓発研修事業（講演会、技術研修会の開催等） 【目標】法人の中核業務である技術指導・移転事業の企業訪問：70件 ○収益事業等会計の事業収益額目標を達成するため、企業訪問及びホームページ等による依頼試験のPRを強化するとともに、企業等のニーズに応えられる信頼の高い試験が行えるよう人材のスキルアップを図り、依頼試験件数を確保する。 【目標】依頼試験の目安（件） R4年度：70、R5年度：71、R6年度：73、R7年度：75				

3 財務

①正味財産増減計算書

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
経常収益	45,020	41,294
基本財産・特定資産運用益	10,093	10,096
受取会費・受取寄附金	5	5
受託事業収益	16,055	15,131
自主事業収益	14,044	11,239
受取補助金・受取負担金	4,823	4,823
その他の収益		
経常費用	42,924	39,868
事業費	40,352	37,742
管理費	2,572	2,126
人件費(事業費分含む)	20,639	21,892
当期経常増減額	2,096	1,426
経常外収益		
経常外費用	82	82
当期経常外増減額	△ 82	△ 82
当期一般正味財産増減額	2,014	1,344
当期指定正味財産増減額	△ 66,932	8,642
当期正味財産増減額合計	△ 64,918	9,986

②貸借対照表

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
流動資産	23,856	26,459
固定資産	558,564	566,745
資産計	582,420	593,204
流動負債	1,367	2,165
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
負債計	1,367	2,165
指定正味財産	442,182	450,824
うち基本財産充当額	442,182	450,824
一般正味財産	138,871	140,215
うち基本財産充当額		
正味財産計	581,053	591,039
負債・正味財産計	582,420	593,204

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

③県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く)

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

<主な経営指標>

項 目	令和4年度	令和5年度	増減※
経常収支比率 (経常収益÷経常費用)	104.9%	103.6%	△1.3
流動比率 (流動資産÷流動負債)	1745.1%	1222.1%	△523.0
自己資本比率 (純資産計÷負債・純資産計)	99.8%	99.6%	△0.1
有利子負債比率 (有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	—

※要支給職員なし。

法人名：

公益財団法人 秋田県木材加工推進機構

I 自己評価		
1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況
【令和5年度実績】 ○収益事業等会計の事業収益額：11,239千円（前年度：14,044千円、目標：7,384千円） ○技術指導・移転事業の企業訪問数：69件（前年度：76件、目標：70件） ○依頼試験件数：58件（前年度：63件、目標：71件）		【令和5年度実績】 経常収益：41,294千円（前年度：45,020千円） 経常費用：39,868千円（前年度：42,924千円） 経常増減額：1,426千円（前年度：2,096千円）
【自己評価】 ○企業訪問については、関連企業数の減少等により、目標を若干下回ったものの、訪問により得られた情報・要望等には必要に応じ木材高度加工研究所内や関係機関へ提供し情報の共有を図った。 ○依頼試験については、令和5年度はウッドショックの終焉に伴う全国的な木材需要の減退により件数は目標を下回ったが、収益額については、秋田県立大学からの耐火試験など、比較的高単価な試験の依頼があり、予想したほどの落ち込みはなく、目標を上回ることができた。 ○企業訪問数や依頼試験数に関しては、ホームページや情報紙でのPRや現顧客との情報交換を密にするなど、目標の達成に向けて取組を強化してまいりたい。	評価	B
		【自己評価】 ○県からの受託額及び依頼試験の収益は昨年度より減少したが、経費削減に努めた結果、経常収支は1,426千円と5年連続の黒字となった。
		評価
		A
II 所管課評価		
1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況
【所管課評価】 ○行動計画に掲げた目標である依頼試験の事業収益は、計画に対して152%と目標を大きく上回っており、これまでの企業訪問やホームページ等によるPR強化が実績に確実に結びついている。 ○今後は、企業訪問数や依頼試験件数について、目標達成に向けた取組を推し進め、引き続き公益的事業の安定実施に努めていただきたい。		【所管課評価】 ○経常ベースで単年度黒字であり、財務3基準も満たしている。基本財産の取り崩しや県からの財政的な支援も受けていないため、経営状況は良好である。
		評価
		A
III 委員会評価		
総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント	
A	○一部の行動計画の目標については未達成となっているところ、収益事業等会計の事業収益額は目標値を上回っているほか、経費削減等に努めた結果、5期連続で黒字を達成していることから、安定した経営状況であると評価できる。	
【委員からの提言】		
○公益的事業の安定実施の観点から、行動計画の目標を達成できなかった企業指導・移転事業の企業訪問数に加えて、情報収集提供事業や啓発研修事業に関しても目標値の設定が必要と考えられる。 ○全国的な木材需要の減退の中において、企業との共同開発による木材加工のイノベーションの創出を期待する。		
委員会評価を踏まえた対応方針		
法人の対応方針		所管課の対応方針
○情報収集提供事業や啓発研修事業の目標値設定については、次期計画作成に合わせて検討する。 ○的確な顧客ニーズの把握による事業量の確保と経費節減に努め、安定した経営を維持する。		○令和8年度以降の次期行動計画に向けて、安定的に公益的事業を進める観点から、目標値の設定について検討を進めるとともに、研究成果の企業移転や共同開発がより促進されるよう法人に働きかけていく。

法人名 (公財)秋田県木材加工推進機構

①令和 6 年度計算書類等

法人所管課 林業木材産業課

公益財団法人 秋田県木材加工推進機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人秋田県木材加工推進機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県能代市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、木材の加工及び利用に関する技術の指導及び普及、木材商品開発情報の収集及び提供並びに開発商品の性能評価及び試験等による高付加価値木材商品開発への支援を行うことにより、本県木材関連産業の振興発展を図り、もって県経済の特色ある進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 木材の加工及び利用に関する調査、試験研究、技術指導及び研修
- (2) 木材商品生産展開等に関する情報の収集及び提供
- (3) 木材関連企業の工場認定等に関する調査及び指導
- (4) 木材商品に関する消費者ニーズ等の各種調査
- (5) 木材開発商品の性能評価及び試験
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本機構の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 評議員及び役員の名簿
- (3) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第10条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議を経なければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事の報酬等の支給基準
- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 残余財産の帰属の決定
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で決定する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く総評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人1名以上が記名押印する。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項に規定により評議員の決議があったものとみなされる場合において作成される議事録を除く。)

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の構成)

第24条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事及び監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項ただし書に規定する報酬等の支給基準については、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態が明らかとなるように、評議員会の決議により定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は、外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。この場合において、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条において準用する同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第31条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。

3 顧問は、代表理事の諮問に応じ、助言する。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事とする。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会の議長となる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第25条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第12条についても適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、第40条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第39条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能

(2) その他法令で定められた事由

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第43条 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き代表理事が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他運営に関する事項については、理事会が定める。

第 1 1 章 委任

(委任)

第 4 5 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 0 号）第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立後最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	小川 正	岸部朋毅	杳沢了介	木村 充	堅固山幸一
	渡邊淳悦	網 幸太	中村 昇	浅野昌成	
監事	佐々木 充	佐藤 真			
- 4 この法人の最初の代表理事は網 幸太とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

藤井英雄	齊藤滋宣	菊地成一	佐藤重芳	飯島泰男
------	------	------	------	------

○公益財団法人 秋田県木材加工推進機構 出捐金団体名簿

番号	団体名	出資等額(千円)
1	秋田県	300,000
2	能代市	151,000
3	秋田県木材産業協同組合連合会	21,000
4	(社)秋田県木材会館	5,000
5	東北電力(株)秋田支店	3,000
6	(株)秋田銀行	4,500
7	(株)青森銀行能代支店	1,000
8	東北製紙(株)	3,000
9	能代木材同友会	1,000
10	宮越美喜子	1,000
11	みちのく銀行(株)能代支店	1,000
12	北都銀行(株)	3,000
13	能登義夫	500
14	賛助会員	105,000
	合 計	600,000

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 公益財団法人秋田県木材加工推進機構

時 点 : 令和6年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	評議員	齊藤滋宣	能代市長
2	評議員	大坂真一	秋田県木材産業協同組合連合会理事長
3	評議員	高田克彦	秋田県木材高度加工研究所所長
4	理事	秋元秀樹	菱秋木材(株)代表取締役
5	理事	柴田智生	能代市農林水産部長
6	理事	佐藤龍司	秋田県森林組合連合会代表理事専務
7	理事	鈴木光宏	秋田県木材産業協同組合連合会専務理事
8	理事	村田良太	(一社)秋田県建築士事務所協会会長
9	理事	澁谷栄	秋田県立大学木材高度加工研究所准教授
10	理事	佐藤浩平	(公財)秋田県木材加工推進機構事務局長
11	監事	淡路誠	能代市代表監査委員
12	監事	佐々木久則	(株)秋田銀行能代支店長
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和 6 年度 事業計画

自 令和 6 年 4 月 1 日
期 間
至 令和 7 年 3 月 3 1 日

日経平均株価は令和 6 年 3 月 4 日に史上初めて 4 万円の大台を突破し、株式市場は活況を呈した。しかし、ロシアによるウクライナ侵攻や不安定な中東情勢などのリスクを背景とした海外からの原材料や商品などの調達難や価格の高騰は続いており、報道機関が実施した世論調査においても景気がよくなっていると実感している人はごく少数であった。

令和 5 年の秋田県内の新設住宅着工戸数は 3, 4 4 9 戸と、過去 2 0 年で最少となった。

本県では、人口減少が続き、住宅着工も減少基調が続くであろうとの予測もあるが、景気回復の実感がない中で、住宅市場の早急な回復を見込むのは厳しい情勢にある。

このような中、令和 3 年 10 月 1 日に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」により、建築物における木材の利用促進にとどまらず、森林の循環利用による幅広い脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指す民間の関係者の連携協力の動きが活発化してきている。

都市部では社会の注目を集める中高層ビルなどの先進的な木材利用建築物が多数竣工するなど、林野、建築行政のみならず、国全体の政策の中でも、建築分野における木材利用の位置づけが重みを増してきている。

この時流を捉え、県内木材関連産業を更に発展させていくためには、強度・耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発・普及の促進や木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進、人材の育成が必要とされる。

また、今後、本格的な木材利用型社会の実現に向けて、様々な課題等が現れることが予想されるが、この解決にも当たっていかなければならない。

当機構としても、木材に関する産学官を結ぶ機関として、木材分野をリードする木材高度加工研究所、行政及び関係団体等と連携を強化しながら、新たな部材・工法の開発や技術開発を進めるとともに、新技術の普及促進、木材利用技術の実証支援、最新情報の提供などにより、市場開拓に向けた取り組みを展開するなどの新たな取組を積極的にする必要があると認識している。

一方、当機構の運営は、運営資金の確保、試験手数料の見直しなどにより、ここ数年は経常ベースでの収支均衡が達成されているものの、安定的な経営を維持するためには、県からの受託事業のほか、自主的事業の拡大に向けた取り組みを進めることが課題である。

以上の状況を踏まえ、公益目的事業における県内産学官等の連携による技術開発支援等の安定実施、及び耐火依頼試験等の収益事業の拡充を図ることで、経営基盤を安定化させるとともに、「本県木材関連産業の振興発展」に寄与する公益財団法人としての役割を果たすため、令和 6 年度は次の各事業を実施する。

木材関連産業の振興発展を図るため、木材の加工及び利用に関する技術の指導及び普及、木材商品開発情報の収集及び提供、並びに、高付加価値木材商品開発への支援を行う。

1 情報収集提供事業

本県木材関連企業における製品開発や加工利用技術の向上に資するため、秋田県立大学木材高度加工研究所の試験研究成果、木材・木製品に関する法令や制度の制定・改正情報、各種研修会や講習会の開催案内、木材関連の新技术情報、当機構の業務紹介などについて、情報紙及びホームページにより適時広範な情報発信を行う。

(1) 情報紙の発行

情報紙「木材加工最前線」を出捐団体や賛助会員をはじめ、県内の林業・木材関連企業や行政機関、県内外の試験研究機関等へ配布する。

発行回数：3回(102～104号) / 発行部数：各号 600部

(2) ホームページの運用

当機構の業務紹介、各種研修会や講演会の開催案内、最新の木材製品情報、木材関連産業のトピックス、木材に関する身近な話題などの各種情報をホームページやフェイスブックに掲載し、広く情報の提供を行う。

ホームページの随時更新

2 技術指導・移転事業

木材関連企業が抱えている木材製品の生産、加工、利用に関する技術的課題の解決をサポートするため、各種相談対応、現地指導、企業訪問、技術開発支援を行う。

(1) 相談対応

来訪、電話、メール等により企業から寄せられる諸課題に木高研と連携しながら対応し、必要に応じて資料送付、関連情報の収集提供、データ提供、事例紹介などを迅速的確に行う。

通年随時対応

(2) 現地指導

企業からの派遣要請に基づき、当該企業が抱えている技術的課題の解決に適任の指導者を当機構の顧問や技術コンサルタントなどの中から人選し、直接企業に赴いて現地指導を行う。

指導企業数：5社

(3) 企業訪問

木高研の研究成果の民間への移転可能性を探るとともに、企業ニーズを把握して研究課題に反映することをねらいとした企業訪問を実施する。

訪問企業数：60社

(4) 技術開発支援

木材の新たな市場の創出に向け、耐火部材等をはじめとする木質系部材の製造実証や土木分野での木材利用など、県内産学官の連携による技術開発を支援する。

技術開発件数：2件

3 啓発研修事業

新製品開発に意欲のある企業や、社員の技術研鑽・知識向上に取り組む企業などを支援するため、公開講演会及び研修会等を開催する。

(1) 公開講演会

木材高度加工研究所の研究内容や成果を業界関係者、行政、他研究機関などへ広く周知するため、能代市、能代木材産業連合会と連携して研究所講演会を開催する。

開催数：1回（木高研講演会1回）

(2) 研修会

木材関連産業に係る行政施策や業界の動向、県内外の先駆的な事例紹介などを通じて、企業の技術力や経営力の向上に繋がる企画内容の研修会を開催する。

開催数：1回（加工技術研修会1回）

(3) 木造技術者育成講座

既存の製材、集成材、合板等に加え、新たに開発されたＣＬＴや複合木質部材、耐火部材等の公共・民間施設における木材の利用拡大を図るため、セミナーを開催する。

開催数：５回

収益事業	木材に関する調査・研究等を行う事業
------	-------------------

企業や官公庁から発注される次のような木材に関する調査・研究事業等を行う。

1 木材に関する性能試験

企業からの依頼を受け、製材品・集成材・家具等の強度試験及び防耐火試験、木材の含水率や熱伝導率などの物性試験のほか、ホルムアルデヒドの放散量測定など、製品の品質管理や新製品開発過程などで必要とする各種の試験を実施する。

2 木材に関する調査・研究

国の各省庁等が発注する木材の調査・研究に関する業務を受託する。

3 木製構造物の劣化等診断

自治体等からの依頼を受け、木製ダム・木製遊具・木製歩道橋・木橋等の木製構造物の劣化等の診断を実施する。

収益事業受託件数：７０件

法人管理

1 収支改善に向けた取り組み

(1) 県受託事業の継続

秋田県産の木材製品のブランド化を確立するため、秋田県立大システム科学技術学部や木材高度加工研究所等と連携して、住宅の内装等に使用する木材製品のプロモーションの展開と木造技術者の育成や木造の普及啓発に関する事業を受託する。

＜ 令和5年度 15,132 千円 → 令和6年度 12,777 千円 ＞

(2) 依頼試験件数の増加

関係機関及び企業訪問に加え、機構ホームページにて広く周知を図ることで依頼試験件数の増加に努める。

耐火依頼試験については、予備試験段階での試験を受託しながら、既存の試験機関と連携して、試験技術の向上や知識の習得に努める。

2 顧客満足度調査

企業ニーズに沿った事業活動の展開に資するため、当機構の各種業務を利用している企業を対象に、アンケートによる顧客満足度調査を実施する。

令和6年度 収支予算書（損益方式）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（単位：円）

科 目	令和6年度			令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減
	公益目的 事業会計 （公1）	収益事業会計	法人会計			
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
（1）経常収益						
① 基本財産運用益	5,047,000	0	5,047,000	10,094,000	10,094,000	0
基本財産利息	5,047,000	0	5,047,000	10,094,000	10,094,000	0
② 特定預金運用益	28,000	0	28,000	56,000	2,000	54,000
特定資産利息	28,000	0	28,000	56,000	2,000	54,000
③ 受取会費	5,000	0	0	5,000	5,000	0
賛助会費	5,000	0	0	5,000	5,000	0
④ 事業収益	0	9,000,000	0	9,000,000	9,800,000	▲ 800,000
依頼試験事業	0	9,000,000	0	9,000,000	9,800,000	▲ 800,000
受講料等	0	0	0	0	0	0
⑤ 受取補助金等	16,151,000	0	1,449,000	17,600,000	19,955,000	▲ 2,355,000
補助金	3,374,000	0	1,449,000	4,823,000	4,823,000	0
受託金	12,777,000	0	0	12,777,000	15,132,000	▲ 2,355,000
⑥ 雑収益	0	0	0	0	0	0
受取利息	0	0	0	0	0	0
雑収益	0	0	0	0	0	0
経常収益計	21,231,000	9,000,000	6,524,000	36,755,000	39,856,000	▲ 3,101,000
（2）経常費用						
① 事業費	25,349,000	7,422,000	0	32,771,000	36,600,000	▲ 3,829,000
給与手当	11,439,000	4,230,000	0	15,669,000	15,176,000	493,000
福利厚生費	3,185,000	548,000	0	3,733,000	3,707,000	26,000

科 目	令和6年度			令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減
	公益目的 事業会計 (公1)	収益事業会計	法人会計			
諸謝金	1,199,000	110,000	0	1,309,000	1,299,000	10,000
印刷製本費	554,000	0	0	554,000	968,000	▲ 414,000
通信運搬費	946,000	46,000	0	992,000	639,000	353,000
旅費交通費	2,020,000	300,000	0	2,320,000	2,486,000	▲ 166,000
消耗品費	849,000	419,000	0	1,268,000	1,211,000	57,000
賃借料	1,440,000	223,000	0	1,663,000	1,452,000	211,000
光熱水費	267,000	57,000	0	324,000	324,000	0
負担金	217,000	16,000	0	233,000	130,000	103,000
試験費	0	1,200,000	0	1,200,000	1,200,000	0
図書費	119,000	25,000	0	144,000	135,000	9,000
委託費	2,300,000	0	0	2,300,000	6,400,000	▲ 4,100,000
租税公課	352,000	248,000	0	600,000	1,011,000	▲ 411,000
減価償却費	462,000	0	0	462,000	462,000	0
② 管理費	0	0	3,864,000	3,864,000	3,153,000	711,000
会議費	0	0	100,000	100,000	100,000	0
給与手当	0	0	1,807,000	1,807,000	1,733,000	74,000
福利厚生費	0	0	752,000	752,000	717,000	35,000
研修費	0	0	50,000	50,000	0	50,000
旅費交通費	0	0	100,000	100,000	30,000	70,000
図書費	0	0	16,000	16,000	15,000	1,000
通信運搬費	0	0	43,000	43,000	43,000	0
消耗品費	0	0	267,000	267,000	280,000	▲ 13,000
賃借料	0	0	158,000	158,000	146,000	12,000
交際費	0	0	50,000	50,000	30,000	20,000

科 目	令和6年度			令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減
	公益目的 事業会計 (公1)	収益事業会計	法人会計			
光熱水費	0	0	36,000	36,000	36,000	0
租税公課	0	0	3,000	3,000	3,000	0
負担金	0	0	10,000	10,000	10,000	0
保守費	0	0	356,000	356,000	0	356,000
減価償却費	0	0	106,000	106,000	0	106,000
雑費	0	0	10,000	10,000	10,000	0
経常費用計	25,349,000	7,422,000	3,864,000	36,635,000	39,753,000	▲ 3,118,000
当期経常増減額	▲ 4,118,000	1,578,000	2,660,000	120,000	103,000	17,000
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替			0	0	0	0
法人税、住民税および事業税	0	82,000	0	82,000	82,000	0
当期一般正味財産増減額	▲ 4,118,000	1,496,000	2,660,000	38,000	21,000	17,000

法人名 (公財)秋田県木材加工推進機構

②令和 5 年度計算書類等

法人所管課 林業木材産業課

財 産 目 録
令和6年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的	金 額
(流動資産)	預金（普通預金）	秋田銀行能代支店	18344	運転資金として	19,433,302
		秋田銀行県庁支店	405167		3,201,667
		北都銀行能代支店	749458		521,264
		みちのく銀行能代支店	115673		9,125
		青森銀行能代中央支店	147279		10,790
	前払金			小計	23,176,148
		サーバー レンタル料金			26,730
				小計	26,730
	未収金	受取受託金			3,028,800
		依頼試験手数料			227,700
				小計	3,256,500
流動資産合計					26,459,378
基本財産	定期預金	秋田銀行能代支店	2929600-23	50％は公益目的保有財産であり、運用益を公益事業の財源として使用している。	10,000,000
		北都銀行能代支店	8025914		7,000,000
		みちのく銀行能代支店	5601140		1,000,000
		青森銀行能代中央支店	3053841		2,000,000
			小計	20,000,000	
	投資有価証券	ユーロ円債（シルプリミット®シリーズ2330）		50％は公益目的保有財産であり、運用益を公益事業の財源として使用している。	430,824,000
					小計
特定資産	定期預金	秋田銀行能代支店	2929600-28	50％は公益目的保有財産であり、運用益を公益事業の財源として使用している。	100,000,000
		秋田銀行能代支店	2929600-29		15,000,000
			小計	115,000,000	
その他固定資産	電話加入権				144,000
	備品	ロールプレス機、薬液槽			776,475
			小計	920,475	
固定資産合計					566,744,475
資産合計					593,203,853
(流動負債)	未払金	給与手当ほか一般管理費		3月分経費等未払分	765,084
		依頼試験事業ほか事業費		3月分経費等未払分	511,846
		令和5年度 法人税ほか			575,300
				小計	1,852,230
	預り金	3月分社会保険料			138,755
		3月分源泉徴収分			92,757
		雇用保険料			80,832
		小計	312,344		
流動負債合計					2,164,574
(固定負債)					0
固定負債合計					0
負債合計					2,164,574
正味財産					591,039,279

[事 業 報 告]

I 法人の概況

1 設立年月日

平成 4 年 9 月 17 日

2 定款に定める目的

この法人は、木材の加工及び利用に関する技術の指導及び普及、木材商品開発情報の収集及び提供並びに開発商品の性能評価及び試験等による高付加価値木材商品開発への支援を行うことにより、本県木材関連産業の振興発展を図り、もって県経済の特色ある進展に寄与することを目的とする。

3 定款に定める事業内容

- (1) 木材の加工及び利用に関する調査、試験研究、技術指導及び研修
- (2) 木材商品生産展開等に関する情報の収集及び提供
- (3) 木材関連企業の工場認定等に関する調査及び指導
- (4) 木材商品に関する消費者ニーズ等の各種調査
- (5) 木材開発商品の性能評価及び試験
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4 所管官庁に関する事項

秋田県農林水産部林業木材産業課

5 主たる事務所の状況

主たる事務所：秋田県能代市字海詠坂 11 番地の 1

6 役員等に関する事項

評議員

令和 6 年 3 月 31 日現在

役 職	氏 名	常勤／非常勤	担当職務・現職
評議員	齊藤 滋宣	非常勤	能代市長
評議員	大坂 真一	非常勤	秋田県木材産業協同組合連合会理事長
評議員	佐藤 重芳	非常勤	秋田県森林組合連合会代表理事会長
評議員	高田 克彦	非常勤	秋田県立大学木材高度加工研究所長

役 員

令和 6 年 3 月 31 日現在

代表理事	秋元 秀樹	非常勤	菱秋木材株式会社代表取締役
業務執行理事	佐藤 浩平	常 勤	公益財団法人秋田県木材加工推進機構事務局長
理 事	佐藤 清吾	非常勤	能代市農林水産部長

理 事	佐藤 龍司	非常勤	秋田県森林組合連合会代表理事専務
理 事	鈴木 光宏	非常勤	秋田県木材産業協同組合連合会専務理事
理 事	進藤 聡光	非常勤	東北電力株式会社秋田支店法人営業部長
理 事	村田 良太	非常勤	一般社団法人秋田県建築士事務所協会会長
理 事	澁谷 栄	非常勤	秋田県立大学木材高度加工研究所准教授
監 事	淡路 誠	非常勤	能代市代表監査委員
監 事	佐々木久則	非常勤	株式会社秋田銀行能代支店長

7 職員に関する事項

職員数	前年末比増減
男子 5 名	0
女子 1 名	0
合計 6 名	0

II 事業の状況

1 事業の実施状況

公益目的事業	本県木材関連産業の振興を図る事業
--------	------------------

(1) 情報収集提供事業

本県木材関連企業における製品開発や加工利用技術の向上に資するため、秋田県立大学木材高度加工研究所の試験研究成果、木材・木製品に関する法令や制度の制定・改正情報、各種研修会や講習会の開催案内、木材関連の新技术情報、当機構の業務紹介などについて、情報紙及びホームページにより適時広範な情報発信を行うとともに、県内の森林・林業・木材産業及び木製品のプロモーションを行った。

1) 情報紙の発行

情報紙「木材加工最前線」を出捐団体や賛助会員をはじめ、県内の林業・木材関連企業や行政機関、県内外の試験研究機関等へ配布した。

発行回数：3 回（99～101 号）／ 発行部数：各号 600 部

NO.	発行部数	発行日	主な内容
第 99 号	600 部	R5. 7. 31	木材高度加工研究所から～ 森林資源の持続的活用へ：元田特任助教 / 木材利用の波及効果と環境評価：藤田特任助教 ほか 木材加工推進機構から～ 秋田県林政の重点取組み / あきた木造建築塾がスタート ほか
第 100 号	600 部	R5. 12. 27	木材高度加工研究所から～ 化学者としての木材研究（その 1） 山内繁教授 ほか 木材加工推進機構から～ MOCTION 写真集 / 木材利用提案コンクール / 木造・木質化建築賞 / 特別講演会 ほか

第 101 号	600 部	R6. 3. 29	木材高度加工研究所から～ 化学者としての木材研究（その 2）山内繁教授 / JST プロジェクト「本格型」へ / 各種学会での木高研関係者の発表テーマ ほか 木材加工推進機構から～ 木高研講演会／中国木材の動きに関心 / JAPAN SHOP / 令和 6 年度の事業計画 ほか
---------	-------	-----------	--

2) ホームページの運用

当機構の業務紹介、各種研修会や講演会の開催案内、最新の木材製品情報、木材関連産業のトピックスなど各種情報をホームページに掲載し、広く情報の提供を行った。

◎ 更新回数：HP 17 回、FB 15 回 / トップページへのアクセス数：9,852 件

3) あきた材ブランド発信事業（県受託事業）

① プロモーション動画等の制作

- ・森林・林業・木材産業及び木材製品のプロモーション動画制作（120 秒×3 本）
「巡る木あきた」 Vol.1 山づくりと人づくり
Vol.2 技と伝統
Vol.3 循環と継承

② 首都圏展示会の開催及び運営

- ・森林資源の成熟に伴って増加する高品質スギ大径材等を、県産材の新たなブランドとして確立するため、住宅の内装等に利用した木材製品のプロモーションを首都圏で開催。
- ・会 場：東京都新宿区西新宿 3－7－1 新宿パークタワー 5F 「MOCTION」
- ・運営期間：令和 5 年 10 月 26 日（木）～令和 5 年 11 月 7 日（火）
- ・展示内容：AKITA Wood Mania!
～マニアックなほど素晴らしい秋田の木と仕事～
ウェルカムゾーン、産学連携ゾーン、建材・建具展示ゾーン、建材・床材展示ゾーン、Living Style ゾーンの 5 つのゾーンで展示。
- ・来場者数：376 名

③ 秋田県産材産地ツアーの開催

- ・住宅・非住宅の内装材等に利用する秋田県産材製品のプロモーションを展開することにより、さらなる需要拡大を図り、ブランド化の強化を進めるため、県外商社及び情報発信企業等を招聘し、1泊2日で秋田県産材産地ツアーを開催。
- ・日 時：令和 6 年 1 月 25 日（木）～令和 6 年 1 月 26 日（金）
- ・参加企業：8 企業（参加者 15 名）
- ・視察箇所：アスクウッド、ティンバラム(株)、秋田県銘木センター
道の駅ふたつ、つばめの森保育園

（2）技術指導・移転事業

木材関連企業が抱えている木材製品の生産、加工、利用に関する技術的課題の解決をサポートするため、各種相談対応、現地指導、企業訪問、技術開発支援を行った。

1) 相談対応

来訪、電話等により企業から寄せられる諸課題に木高研と連携しながら対応し、必要に応じて資料送付、関連情報の収集提供、データ恵与、事例紹介などを迅速的確に行った。

◎ 相談件数：23件

① 内容別内訳

(件)

加工技術	生産技術	利用技術	情報提供ほか	計
0	5	6	12	23

② 業種別内訳

(件)

林業	木材加工	流通	建築設計	行政	試験研究	その他	計
1	8	2	0	3	1	8	23

2) 現地指導

企業からの派遣要請に基づき、当該企業が抱えている技術的課題の解決に適任の指導者を当機構の顧問、技術コンサルタントなどの中から人選し、直接企業に赴いての現地指導を行った。

◎ 顧問指導：0件 / 技術コンサルタント指導：1社

区分	指導日	対応者	依頼者	内 容
技術コンサルタント	R6. 2. 1	木材高度加工研究所 准教授 岡崎泰男氏	秋田地域振興 局建設部建築 課	・大断面集成材の大梁の腐食について

3) 企業訪問

木高研の研究成果の民間への移転可能性を探るとともに、企業ニーズを把握して研究課題に反映することをねらいとした企業訪問を実施した。

◎ 訪問企業数：69社（団体など含む）

社（延べ）

林業	製材	合板	集成材	フローリング	プレカット
5	26	5	6	1	0
チップ	家具木工	建具	流通市場	工務店	その他
2	7	6	3	0	8

(3) 啓発研修事業

新製品開発に意欲のある企業や、社員の技術研鑽・知識向上に取り組む企業などを支援するため、公開講演会及び技術研修会を開催した。

1) 公開講演会

木材高度加工研究所の研究内容や成果を業界関係者、行政、他研究機関などへ広く周知するため、能代市、能代木材産業連合会と連携して研究所講演会を開催した。

開催日	会場	参加者	講 師	演 題
R6. 2. 8	木 高 研 研 修 室	57 名	木材高度加工研究所 特任助教 藤田智郁氏	「木材利用における地域経済波及効果 と温室効果ガス排出量」
			木材高度加工研究所 教 授 山内秀文氏	「木高研におけるセルロースナノファイバー（CNF）関連研究」
			木材高度加工研究所 教 授 山内 繁氏	「化学的視点の木材研究 ー多様な木質バイオマス利用を目指してー」

2) 技術研修会

増加するスギ大径材を有効活用するための製品開発やプロモーション、組織づくりなどを学ぶことや、公共・民間施設における木材の利用拡大を図ることを目的としたセミナー等を開催した。

技術力・経営力向上研修会

開催日	会 場	参 加 者	内 容
R5. 10. 2	能代市 プラザ都	31 名	◎研修会 ・「秋田の森林資源の現状と木材産業の課題」 木材高度加工研究所 教 授 高田克彦氏 ・「森林資源の成熟とある木材商社の変革」 物林株式会社 建設事業部 部長 田口慎二氏 ◎パネルディスカッション ・「大径材の利用、連携、技術力」について意見交換

あきた木造建築塾開催（県受託事業）

開催日	会場	参加者	講 師	演題・テーマ
R5. 6. 8	オンライン開催	25 名	秋田県林業木材産業課 主 任 山田理早氏 木材高度加工研究所 教 授 高田克彦氏	・建築講座概要説明 ・「木材利用と炭素循環」
R5. 6. 22	オンライン開催	30 名	木材高度加工研究所 准教授 野田 龍氏 木材高度加工研究所 准教授 渡辺千明氏	・「材料としての木材」 ・「建築と木材」
R5. 7. 13	オンライン開催	31 名	秋田県立大学 教 授 板垣直行氏	・「木造建築の変化」
R5. 7. 14	オンライン開催	37 名	桜設計集団一級建築士事務所 加來千紘氏	・「木造建築物の防耐火設計 ～耐火部材の活用～」

R5. 8. 3	オンライン開催	24 名	秋田公立美術大学 教 授 小杉栄次郎氏 リリーアーキテクト (株) 代表取締役 高橋理徳子氏	・「木材利用とデザイン」 ・「建築賞受賞作品について」
R5. 12. 26	秋田県 J A ビル	59 名	木構造振興 (株) 客員研究員 原田浩司氏	・「変わること・変わるべきこと」

建築を学ぶ学生を対象にした設計コンペの開催（県受託事業）

開催日	会場	参加者	審査委員等	内 容
R5. 11. 16	秋田県 JA ビル	5 名	審査委員長 秋田公立美術大学 教授 小杉栄次郎氏 ほか委員 4 名	・ 木材利用提案コンクール応募作品の審査（応募作品数 14 点） 最優秀賞 1 点, 優秀賞 2 点, 特別賞 1 点, 佳作 3 点
R5. 12. 26	秋田県 JA ビル	59 名	木材利用提案コンクール 表彰式 講評 秋田公立美術大学 教授 小杉栄次郎氏	・ 作品：表彰式会場に展示

木造・木質化の優れた建築物等について普及啓発を図る事業（県受託事業）

開催日	会場	参加者	審査委員等	内 容
R5. 11. 16	秋田県 JA ビル	5 名	審査委員長 秋田県立大学 教 授 板垣直行氏 ほか委員 4 名	・ ウッドファーストあきた木造・木質化建築賞 の審査 木造 A 部門：最優秀賞 1 点 木質 B 部門：最優秀賞 1 点 木 質 化 部 門：最優秀賞 1 点 ：特 別 賞 1 点 リノベーション部門：最優秀賞 1 点
R5. 12. 26	秋田県 JA ビル	59 名	ウッドファーストあきた 木造・木質化建築賞表彰 式 講評 秋田県立大学 教 授 板垣直行氏	・ 受賞作品集 1,000 部作成

収益目的事業	木材に関する調査・研究等を行う事業
--------	-------------------

企業などから発注される次のような木材に関する調査・研究事業等を行った。

- 1 企業からの依頼により、製材品・集成材・家具等の強度試験、木材の含水率や摩耗などの物性試験、耐火試験のほか、ホルムアルデヒドの放散量測定など、製品の品質管理や新製品開発過程などで必要とする各種の試験を実施する。
- 2 大学などが発注する木材の調査・研究に関する業務を受託する。
- 3 自治体などからの依頼を受け、木製ダム・木柵・木橋等の木製構造物の劣化等の診断をする。

◎依頼件数：５８件

分 野	件 数	主な試験内容
強度試験	２８件	・集成材の曲げ試験 ・椅子の各種強度試験 ・壁の面内せん断試験 ほか
物性試験	１４件	・製材の含水率試験 ・減圧加圧剥離試験 ・接着性能試験 ほか
耐火・燃焼試験	１０件	・燃焼試験 ・発熱性試験 ・耐火試験
その他	６件	・パーティクルボードのホルムアルデヒド放散量試験 ・木橋の穿孔抵抗測定 ・木製構造物の積算等に係る調査 ほか

２ 役員会等に関する事項

令和５年４月１９日 第１回臨時理事会（書面）

開催場所	能代市宇海詠坂 11-1 秋田県立大学木材高度加工研究所内
出席者	理事７名、監事２名
議案第１号	臨時評議員会の招集について（承認）

令和５年５月９日 第１回臨時評議員会（書面）

開催場所	能代市宇海詠坂 11-1 秋田県立大学木材高度加工研究所内
出席者	評議員４名
議案第１号	理事の選任について（承認）

令和 5 年 5 月 24 日 令和 4 年度事業監査

開 催 場 所	能代市字海詠坂 11-1 秋田県立大学木材高度加工研究所内
出 席 者	監事 1 名、理事 1 名
監 査 意 見	適正に処理しているものと認められる

令和 5 年 6 月 1 日 通常理事会

開 催 場 所	能代市字海詠坂 11-1 秋田県立大学木材高度加工研究所内
出 席 者	理事 6 名、監事 1 名
議 案 第 1 号	令和 4 年度事業報告及び決算について (承認)
議 案 第 2 号	定時評議員会の招集について (承認)
報 告 第 1 号	業務執行状況について (報告)

令和 5 年 6 月 23 日 定時評議員会

開 催 場 所	能代市字海詠坂 11-1 秋田県立大学木材高度加工研究所内
出 席 者	評議員 3 名 理事 2 名、監事 1 名
議 案 第 1 号	令和 4 年度事業報告及び決算について (承認)
議 案 第 2 号	理事の選任について (承認)

令和 5 年 7 月 7 日 第 2 回臨時理事会

開 催 場 所	能代市字海詠坂 11-1 秋田県立大学木材高度加工研究所内
出 席 者	理事 8 名 監事 1 名
議 案 第 1 号	代表理事の選定について (承認)
議 案 第 2 号	業務執行理事の選定について (承認)

令和 5 年 7 月 30 日 第 3 回臨時理事会（書面）

開 催 場 所	能代市字海詠坂 11-1 秋田県立大学木材高度加工研究所内
出 席 者	理事 8 名 監事 2 名
議 案 第 1 号	臨時評議員会の招集について (承認)

令和 5 年 9 月 5 日 第 2 回臨時評議員会（書面）

開 催 場 所	能代市字海詠坂 11-1 秋田県立大学木材高度加工研究所内
出 席 者	評議員 4 名
議 案 第 1 号	監事の選任について (承認)

令和 6 年 3 月 25 日 通常理事会

開 催 場 所	能代市字海詠坂 11-1 秋田県立大学木材高度加工研究所内
出 席 者	理事 8 名 監事 2 名
議 案 第 1 号	令和 6 年度事業計画及び収支予算・資金調達及び設備投資の見込みについて (承認)

議 案 第 2 号	借入金の限度額の設定について	(承認)
議 案 第 3 号	手数料徴収規程の改正について	(承認)
議 案 第 4 号	顧問の選任について	(承認)
報 告 第 1 号	業務執行状況について	(報告)

3 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移

単位：千円

項 目 / 事業年度		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
当 期 経 常	収入合計	31,123	26,644	49,239	49,768	45,021	41,294
	支出合計	39,453	29,051	47,173	44,288	42,924	39,868
	投資有価証券売却益	0	3,200	0	0	0	0
	投資有価証券売却損	0	0	0	0	0	0
	収支差額	-8,330	793	2,066	5,480	2,097	1,426
諸 税		82	82	82	82	82	82
前期繰越収支差額		1,745	-6,667	129,474	131,458	136,856	138,871
前期繰越収支差額（修正額）		0	135,430	0	0	0	0
次期繰越収支差額		-6,667	129,474	131,458	136,856	138,871	140,215

資 産 合 計	738,905	701,362	637,527	648,302	582,419	593,204
負 債 合 計	10,141	1,584	9,134	2,331	1,366	2,165
正 味 財 産	728,763	699,778	628,393	645,971	581,053	591,039

Ⅲ 株式保有している場合の概要

該当事項なし

Ⅳ 決算後に生じた法人の状況に関する重要な事実

該当事項なし

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	23,176,148	18,736,058	4,440,090
未収金	3,256,500	5,119,500	△ 1,863,000
前払金	26,730	0	26,730
流動資産合計	26,459,378	23,855,558	2,603,820
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	20,000,000	20,000,000	0
投資有価証券	430,824,000	422,182,000	8,642,000
基本財産合計	450,824,000	442,182,000	8,642,000
(2) 特定資産			
定期預金	115,000,000	115,000,000	0
特定資産合計	115,000,000	115,000,000	0
(3) その他固定資産			
電話加入権	144,000	144,000	0
備品	776,475	1,238,175	△ 461,700
その他固定資産合計	920,475	1,382,175	△ 461,700
固定資産合計	566,744,475	558,564,175	8,180,300
資 産 合 計	593,203,853	582,419,733	10,784,120
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,852,230	1,230,401	621,829
預り金	312,344	136,238	176,106
流動負債合計	2,164,574	1,366,639	797,935
負 債 合 計	2,164,574	1,366,639	797,935
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	442,182,000	509,114,000	△ 66,932,000
基本財産評価損益	8,642,000	△ 66,932,000	75,574,000
指定正味財産合計	450,824,000	442,182,000	8,642,000
(うち基本財産への充当額)	(450,824,000)	(442,182,000)	(8,642,000)
2. 一般正味財産	140,215,279	138,871,094	1,344,185
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	591,039,279	581,053,094	9,986,185
負債及び正味財産合計	593,203,853	582,419,733	10,784,120

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	10,092,400	10,092,400	0
特定資産運用益			
特定資産受取利息	4,305	1,300	3,005
受取会費			
賛助会費	5,000	5,000	0
事業収益			
依頼試験事業	11,238,664	14,044,250	△ 2,805,586
受取補助金等			
秋田県木材加工推進機構支援事業費補助金	4,823,000	4,823,000	0
受取受託金等			
木造技術者育成・普及啓発事業	4,527,000	3,350,000	1,177,000
あきた材ブランド発信事業	10,604,000	0	10,604,000
木質耐火部材開発事業	0	12,705,000	△ 12,705,000
雑収益			
受取利息	2	3	△ 1
経常収益計	41,294,371	45,020,953	△ 3,726,582
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	16,383,219	14,930,356	1,452,863
福利厚生費	3,927,282	3,757,237	170,045
旅費交通費	2,295,675	797,656	1,498,019
通信運搬費	623,258	390,121	233,137
消耗品費	4,510,564	1,678,990	2,831,574
印刷製本費	348,043	936,783	△ 588,740
光熱水費	278,334	257,953	20,381
賃借料	1,621,377	1,971,236	△ 349,859
諸謝金	664,000	763,000	△ 99,000
支払負担金	317,021	105,529	211,492
試験費	2,566,940	5,256,158	△ 2,689,218
図書費	174,787	147,851	26,936
委託費	2,640,000	8,026,615	△ 5,386,615
租税公課	930,000	871,200	58,800
減価償却費	461,700	461,700	0

科 目	当年度	前年度	増 減
管理費			
給料手当	1,069,957	1,296,474	△ 226,517
福利厚生費	511,568	655,117	△ 143,549
会議費	86,761	101,317	△ 14,556
旅費交通費	32,344	0	32,344
通信運搬費	28,584	38,975	△ 10,391
消耗品費	217,742	253,370	△ 35,628
光熱水料費	12,099	20,911	△ 8,812
賃借料	72,983	111,111	△ 38,128
租税公課	1,200	600	600
支払負担金	3,929	6,773	△ 2,844
図書費	6,945	11,093	△ 4,148
交際費	72,650	68,000	4,650
雑費	9,624	8,832	792
経常費用計	39,868,586	42,924,958	△ 3,056,372
評価損益等調整前当期経常増減額	1,425,785	2,095,995	△ 670,210
基本財産評価損益等	0	0	
投資有価証券売却益	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,425,785	2,095,995	△ 670,210
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前の当期一般正味財産増減額	1,425,785	2,095,995	△ 670,210
法人税、住民税及び事業税	81,600	81,600	0
当期一般正味財産増減額	1,344,185	2,014,395	△ 670,210
一般正味財産期首残高	138,871,094	136,856,699	2,014,395
一般正味財産期末残高	140,215,279	138,871,094	1,344,185
II 指定正味財産増減の部			
基本財産投資有価証券評価損益	8,642,000	△ 66,932,000	75,574,000
当期指定正味財産増減額	8,642,000	△ 66,932,000	75,574,000
指定正味財産期首残高	442,182,000	509,114,000	△ 66,932,000
指定正味財産期末残高	450,824,000	442,182,000	8,642,000
III 正味財産期末残高	591,039,279	581,053,094	9,986,185